

C工事(内装工事)の基準 【外小間部門】

【全体共通】 C工事(内装工事)実施における基準 (1/3)

C工事の例 (事業者が行う内装工事)	基準
・造作棚	・原則、<u>自立型</u>の造作棚としてください。 ・やむを得ず、造作棚を固定するため、ビスやボルトなどで天井、壁及び床に穴あけした場合は、店舗返還時において、原状回復が義務付けられます。 ・市場全体が見渡せるようにするため、背面に棚等を設置する際には、原則、<u>高さ1.3mから2.0mまでの範囲(幅70cm)</u>は、見通しを確保するよう、努めてください。
・店舗内の隔て壁等	・店舗内の隔て壁等を設ける際には、見通しのできる範囲(<u>高さ1.3mから2.0mまでの幅70cmの範囲</u>)を確保するため、<u>アクリル版等の透過性</u>のある材料をご使用ください。
・店舗内製作、取付施工	・店舗内看板を設置する場合は、看板下地サイズ(<u>高さ50cm</u>)を超えない大きさとしてください。 ※外小間部門に関しては、「<u>屋外広告物条例</u>」に適合した看板であることが求められます。看板製作前に、なはまち振興課へ「<u>設置看板イメージ</u>」の提出をお願いします。
・吊戸棚の設置施工	・棚の積載重量は看板を含めて店舗間口<u>1mあたり20kg</u>としてください。 ・吊り戸棚の棚板は市場事業者で設置してください。消防・消火設備に支障がないように設置してください。
・壁付けコンセント追加分 ・電話、インターネット回線の加入、インターネット引き込み工事 ・ベース照明以外のスポットライト等の局所照明 ・分電盤からの動力設備配線	・コンセントを追加する場合は、露出(モール等)とし、床配線をする場合は、転ばないように安全面を考慮した施工としてください。また、水を多く使用する箇所(厨房等)については防水型とし、床面より<u>50cm以上</u>に設置してください。

※店舗内で実施する機器類の設置やそれらに伴う工事に関しては、なはまち振興課に許可申請書を提出いただく必要があります。

【全体共通】 C工事(内装工事)実施における基準 (2/3)

C工事の例 (事業者が行う内装工事)	基準
・水栓設備(手洗い器、厨房器具等)の設置、配管 ・シンクや手洗器等の厨房設備の設置に伴う、排水管接続。 ※排水管工事は、市水道局指定工事店の利用が必須です(<u>工事前に申請書の提出、工事完了後は水道局による検査</u>があります)。 ※給水管工事においては、市水道局指定工事店の利用を推奨します(<u>図面の提出は必須です。</u>) 工事店は、「那覇市上下水道局」サイト内、「給水・排水設備指定工事店一覧」より確認ください。	・手洗い器、厨房器具等設置または購入する際には、レイアウト案とあわせ事前に、なはまち振興課へ申請していただきます。 ※食品衛生法上必要とされる機能や条件については、保健所へお問い合わせください。 ・給水(排水)の配管は、露出配管とします。 ・グリーストラップに接続していない排水配管に設備機器を取り付ける場合、排水口から異臭が発生しないようにグリーストラップを設けてください。また、手洗い器、厨房器具等設置の場合には、その接続部分のパイプの廻りにはテーピングをしてください。 ※大量の油分を排水に流す場合は、外付けのグリーストラップの設置が必要となります。
《その他》 ・その他	《その他》 ・設置可能な機器、設備については、原則として移動が可能なものに限ります。 ・隣接する店舗にまたがるような機器、設備の設置はできません。各店舗内で完結してください。 ・店舗区画外の通路へのはみ出しはできません ・店舗返還時には、<u>原状回復が義務付けられます。</u>

※店舗内で実施する機器類の設置やそれらに伴う工事に関しては、なはまち振興課に許可申請書を提出いただく必要があります。

【全体共通】 C工事(内装工事)実施における基準 (3/3)

C工事の例 (事業者が行う内装工事)	基準
	《その他》 ○火気の使用について ・食堂の厨房以外での火気の使用につきましては、<u>IHクッキングヒーター、カセットコンロ等を原則とします。</u> 必要に応じて、消防局、保健所への確認をお願いします。

※店舗内で実施する機器類の設置やそれらに伴う工事に関しては、なはまち振興課に許可申請書を提出いただく必要があります。

【外小間】 C工事(内装工事)実施における基準 (1/2)

C工事の例 (事業者が行う内装工事)	基準
・造作棚	・小間境界を越えての固定・設置物はできません。 (シャッターを閉めた際、設置物が小間内に収まっていること)
・店舗内冷凍・冷蔵機器等★	・電気容量 小小間 2Kwまで 各小間 予備ブレーカー1個 ・機器から動力盤までの配管、配線工事は店舗事業者で設置してください。
以下は営業形態により必要なもの ・手洗い器★ ・器具類洗浄シンク★ ・原材料(食材)用シンク★ ・作業台★ ・冷蔵庫、他★ ★印は、食品衛生上必要となる設備及び機能となり、保健所の事前確認が必要です。	・手洗い器、厨房器具等設置または購入する際には、レイアウト案とあわせ事前に市へ申請していただきます。 ※食品衛生上により必要となる設備及び機能が営業報告書の申請時に確認されます。C工事で施工する設備のほか、設置が必要な備品等の指定もあります。

※店舗内で実施する機器類の設置やそれらに伴う工事に関しては、なはまち振興課に許可申請書を提出いただく必要があります。

【外小間】 C工事(内装工事)実施における基準 (2/2)

C工事の例 (事業者が行う内装工事)	基準
・エアコンの設置	・スポットクーラー設置を推奨。 ・家庭用又は業務用クーラーを設置する場合には、<u>室外機の設置位置はオーニングの外壁部に壁掛けるか、屋上への設置となります。</u> ・室内機については、消火設備に支障の無いように設置する必要があります(<u>特に天井吊り型及び天井埋込型は注意が必要です</u>)。 ・設置にあたり、コア抜き、ビス及びボルトなどで、天井や壁に穴あけした場合は、店舗返還時において、原状回復が義務付けられます。ただし、冷媒管を通すために、外壁の垂れ壁(場所打ち鉄筋コンクリート造)に削孔したコア抜き孔については、メーカー仕様の蓋による閉塞によるものとします。

※店舗内で実施する機器類の設置やそれらに伴う工事に関しては、なはまち振興課に許可申請書を提出いただく必要があります。

【外小間部門】レイアウトイメージ(1 / 2)

給排水設備等

<C工事>

- ・水栓(蛇口)の設置、給水管接続
- ・シンクや手洗い器等の厨房設備の設置に伴う、排水管接続

●手洗い(必要な場合)

床に近い個所に、給水(バルブ止め1カ所)・排水(立上げ1カ所)がA工事にて施工されており、手洗い器の設置が可能。
床排水(集水枘)はありません。



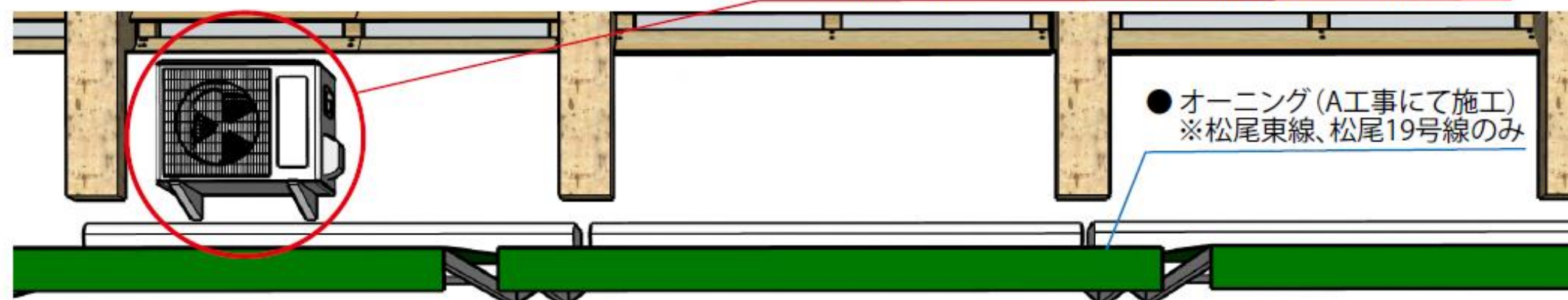
●シャッター前面の使用(茶色のゾーン)

シャッター前面1m程度は、商品陳列スペースとして利用可。(幅は、壁面の中心を境界とする)
ただし、営業終了後は、シャッター内に片づけること。

※扱う商品や店舗内での加工の有無など、業態によって(保健所の営業許可・届出に伴う)必要な設備は異なりますので、ご注意ください。

【外小間部門】レイアウトイメージ(2 / 2)

●クーラー設置する場合(C工事)※那覇市へ事前確認が必要
 室外機は、オーニング上の外壁部分か、屋上へ設置すること



物品販売店
 (営業許可・営業届が必要のない店舗)

※外小8、9、10の小間サイズを参考に作成